



医療分野で発言した鈴木副理事長(上)、主催者挨拶の関理事長(中左)、会場一体となった(中右)、烏丸通をパレード(下)

STOP! TPPで府民集会

医・農・労・消が連帯して起つ

京都のあらゆる団体に賛同を呼びかけてTPP(環太平洋連携協定)参加反対の狼煙を上げようとする11月23日、下京区の大谷ホールでTPP参加反対京都府民集会を開催。540人が参加した。集会後にはトラックを先頭に烏丸通を御池までパレードし「STOP TPP」のプラートを掲げてアピールした。主催は保険医協会や農民組合連合会、社会保障推進協議会など20団体からなる実行委員会。(3面にアピール及び賛同)

野田首相は、11月20日にTPP参加協定を加速させるとASEAN首脳会議で表明、また来るべき総選挙



争点とし公認の条件とする強硬姿勢を示す緊迫した情勢下での開催となった。実行委員会を代表して協



購読料 年8,000円
送料共 但し、会員は会費に含まれる

発行所
京都府保険医協会
〒604-8162
京都市中京区烏丸通蛸薬師上ル七観音町637 第41長栄カーニープレイス四條烏丸6階
電話 (075) 212-8877
FAX (075) 212-0707
編集発行人 久保 佐世

主な内容

- 地区懇談会(上東・北・西陣) (2面)
- 年末調整と決算対策のポイント (4面)
- 協会幹旋融資利率決まる (5面)

ご用命はアミスまで

- ◆医師賠償責任保険
- ◆休業補償制度(所得補償、傷害疾病保険)
- ◆針刺し事故等補償プラン
- ◆自動車保険・火災保険

☎075-212-0303

総選挙で保険医が望むことは

社会保障・TPP・原発で重点要求

衆議院議員選挙が12月16日投票が行われる。現政権の3年数カ月間の評価はもとより、今後の日本を委ねる政治の枠組みが問われる選挙である。問われる課題も社会保障、TPP参加、原発、憲法など、いずれも重要な課題ばかりだ。

協会は今総選挙にあたり、①社会保障制度改革推進法の抜本的見直し(実質廃止)、②消費税増税の中止、③TPP参加反対、④脱原発の4点を重点要請項目としてとりまとめ、京都小選挙区での立候補予定者に送付した。当選者には強く実現を求めている。

会員各位におかれては、各政党や候補者がどのような政策を掲げているのかを精査して投票に臨んでいただきたい。

改正国税通則法と医療現場への影響

2013年1月より改正国税通則法による新たな納税調査手続きが施行されることになった。改正後の二つの変化として、まず徴税権限の強化が図られ強制的調査対応が増える可能性があること、次に調査手続きに新たなルールが設けられたことが挙げられる。

改正後、税務調査手続きは事前通知を前提とする。通知されるのは10項目で、調査を開始する日時・場所

あり、このうち日時と場所が改正法で規定されたが、変更可能である。口頭通知が一般であるため、これら10項目に漏れがある場合は手続きが不十分とされ、調査が無効となることもありなく、提示・提出を拒むと

罰則がある。提示した帳簿類(コピーを含む)を税務署へ持ち帰ることについては、必要があるときは留め置くことができる」という面もあると考える。

今般の改正国税通則法にはすべての処分に、理由附記の義務付などのメリットと強権性や罰則規定の強化などのデメリットがあるため、税理士と納税者、特に税理士の積極的な働きが重要となる。今改正が不利益に乱用されないように、協会は十分な検討を行っている(MYCOUNOS)

京都府保険医協会の重点要請項目

1. 社会保障制度改革推進法の抜本的見直し(実質廃止)
 - ・「国民皆保険制度の堅持」を明記すること
 - ・国・自治体の社会保障実施責任を明記すること
 - ・保険給付の対象となる療養の範囲の充実を明記すること
 - ・以上の見直しが実現しない場合は、同法を廃止すること
2. 消費税増税の中止
3. TPP交渉参加反対
4. すべての原発の即時停止・新設中止と廃炉工程の明確化。全国の原発事故被害者への救済

参加によりあらゆる暮らしの場面で取り返しのつかない禍根を残すことになるであろうことが報告された。医療分野代表の発言者は鈴木卓副理事長、国民皆保険は除外されるから大丈夫と喧伝されているが、混合診療の導入などなし崩しに壊されていくことは明らか。地区医師会からの賛同の声を紹介し、地域から声を上げ、それが全国組織を動かす力になっていくよう頑張っていきたい、と発言した。また、保団連近畿プロジェクトからも連帯して兵庫協会の川西敏雄副理事長が発言した。

集会アピールとして、政府が参加交渉への参加を断念するまで運動を続けていくことを宣言。後日、首相官邸及び全政党内閣に送付した。集会後に開催した実行委員会では「TPP参加反対京都ネットワーカー」を結成して、さらに参加団体を増やし、活動を継続することを確認した。

医	普通、同じ商品はどこでも同じような値段で買える。同じ仕事なら報酬も同程度もらえる
界	寸評

この調剤料だが、単純化するために外来の内服に限ると9点である。薬剤師が常駐していると、月1回だが調剤技術基本料8点がこれに加わる。足しても17点、調剤薬局であれば薬剤師常駐は当然で、調剤料は9点、89点、これに調剤基本料4点が加わる。足せば少なくとも45点、同じ仕事をしても28点の差である。違い過ぎないか? もちろんこれが直ちに給与に反映されるわけではないが、病院薬剤師にしてもモチベーションの高まる話ではなからう。だからというわけでもないだろうが、卒業後は調剤薬局勤務という学生が多い。しかし、医療は事務も含め多業種が協力し成り立っている。その典型である病院勤務の経験希望する学生が多数派ではなさそうなのが残念だ。国の医療分業促進策が妙な歪みを生み出し、もしかしたら病院や診療所と調剤薬局の反目を生み出しているのではと、ふと不安になる。Divide and Ruleという政策で大帝國が形成された歴史もあったことである。(MYCOUNOS)

上東・北・西陣医師会と懇談

10月25日 協会会議室

政治を変える活動も協会の課題

協会は、上京東部・京都北・西陣医師会との懇談会を10月25日に開催、地区医師会から17人、協会から6人が参加した。

上京東部医師会の太田義治理事の司会で開会。同会の黄俊清会長が挨拶し、「口頭から様々な活動をされていると思うが、目に見える活動をお願いしたい」と述べた。続いて協会の関

理事長の挨拶、各都府県情報提供を行った後、社会保障制度改革推進法の問題性、開業医医療の今後の方向性について垣田副理事長が、韓米FTAに学ぶTPPの問題性について関理事長が説明を行い、質疑に移った。

まず、改革推進法について、地区より「法律に自立、自助、共助、家族の助け合

えるための活動も協会の課題だ」と述べた。

次に、地区より「TPP参加をやめさせる方法はあるのか」との質問が出された。協会としては「国民全体で危険な制度だということだから反対運動が広がり、大きなうねりとなってやめさせられる。農業が打撃を受けることは必至で、近畿の農業団体とも共闘してTPP反対で運動していく」と述べた。

さらに、消費税増税について、地区から「我々は医療に対するゼロ税率の適用を主張しているが、輸出品に転嫁できない消費税が輸出企業に還元されている現



実はあり、これに言及すべきだ。そうすれば説得力が増す」との意見が出された。これに対して協会は「輸出企業に対する還付金について、最近では批判を強めていないが、医療は非課税といながら内税のようにな扱いで患者が負担している問題を批判している。また、ゼロ税率の適用について、問題なのは課税業者になるということだ。

自由診療分が1000万円以下の医療機関も消費税を支払う必要が出てくる。また事業税も払えといわれる可能性があらる。さらに帳簿付けが煩雑になることが危惧される。この問題

23人が出席して開かれた上東・北・西陣医師会との懇談会

閉会挨拶として、西陣医師会の杉山イタル会長は「毎週金曜日、首相官邸前で行われている反原発デモについて、初めは無視していた野田首相も、無視できなくなった。これからは政党、財界、労働組合と関係ない自立した個人が、自分の発意で行動していく。先はないと考えている。今日の話を地区に持ち帰り、活動に活かしたい」と述べた。

担当者泣かせの患者対応で 医療安全担当者交流会開く

協会は、11月10日に医療安全担当者交流会を開催した。「医療担当者泣かせの患者への対応」(こ)だけの話をテーマに、ともすれば孤立しがちな医療安全の仕事に関わる担当者等52人が出席し、日頃の取り組み



52人が参加し活発な意見交換となった交流会

交流会は、砺波理事の司会で開会。林副理事長が協会の医療安全部会の業務、事故報告への対応を説明し「最前線に奮闘されている皆さんのノウハウを交

流し、知識の共有を通じて、より医療安全に貢献してほしい」と挨拶した。

続いて、新河端病院医事課課長の高木真二氏が「泣かせたお話し 担当者のこだけ話(ひと)り言」と題して、経験2事例を報告した。高木氏は「医療は専門性が高い特殊な分野であるだけに対応は本当に難しい」が「孤立しない。させないこと。そのためには相談できる機関としての協会の利用・活用や相談できる人を持つこと。そして、スキルの高い人や機転の利く人、おっとりタイプの人などいろいろな人の能力を生かして協力し合うチームワークが大切」とまとめた。

次に京都中央法律事務所松尾美幸弁護士が、示談交渉段階で受任する場合、直接患者側と交渉することが多いとして、女性院長に対する脅迫

政府税制調査会に要望 医療税制の存続・改善求める

政府税制調査会が10月19日に、2013年度税制改正の議論を開始した。

事業税の減免措置および4段階階制の廃止は毎年議論の俎上に上るが、特に4

段階階制は会計検査院の指摘もあり、見直しが必要となっている。

11月12日に開催された政府税制調査会において、厚労省は地域医療への影響を勘案し

「失敗しない届出医療管理」テーマに開催 大好評の医事担当者向け講習会

保険医協会・医事担当者連絡会議は11月22日、今年で4回目となる「医療事務担当者向け講習会」を開催。病院の医療事務担当者を中心に、101人が出席

今年度は、保団連「届出医療の活用と留意点」の改定版が発表されたのを受け、「失敗しない「届出医療管理」―入院、食事、リハビリも、多額の返還金を回避せよ!」をテーマに講習会を実施。協会オリジナルの資料を駆使し、看護要員の勤務表、勤務時間数の計算シート(様式9)の具体的な

このような状況を受けて、衆議院の解散間近ではあったが、首相、関係大臣・税制調査会委員宛に、事業税の減免措置の存続、4段階階制の当面の存続、消費税の増税をやめ、保険診療への消費税「ゼロ税率」の適用を求める要望書を11月13日付で送付した。

参加者に対して行ったアンケートでは、未記入を除いて、すべての回答者が「よかった」との評価を寄せており、非常に好評であった。協会では、医療事務担当者の更なるニーズに



多くの参加者で溢れる会場

2012年度 地区医師会との懇談会のご案内

乙訓医師会	12月10日(月) 午後2時~	乙訓医師会会議室
与謝・北丹医師会	12月15日(土) 午後3時15分~ (懇親会 午後5時~)	プラザホテル 吉翠苑
左京医師会	2013年1月12日(土) 午後2時30分~	京都ホテルオークラ
綾部・福知山医師会	2013年2月2日(土) 午後4時~ (懇親会 午後6時~)	福知山市民中央健康福祉センター 集団指導室
下京西部医師会	2013年2月7日(木) 午後2時30分~	下京西部医師会事務所
西京医師会	2013年2月15日(金) 午後2時~	京エミナーズ
綴喜医師会	2013年2月16日(土) 午後2時30分~	新田辺駅前CIKビル
山科医師会	2013年2月21日(木) 午後2時~	山科医師会診療センター
相楽医師会	2013年2月23日(土) 午後5時~ (懇親会 午後6時30分~)	ホテルフジタ奈良

金融共済だより

休業補償制度の規定・約款集の一部誤りに関するお詫びと訂正

2011年10月に会員の皆様へ配布いたしました「休業補償制度規定・約款集」の団体傷害疾病保険部分の記載内容につき、三井住友海上より、お詫びと訂正の連絡を受けましたのでお知らせいたします。会員の先生方には何ら不利益になるものではありません。

会員の皆様へ

三井住友海上火災保険株式会社
お詫びと訂正

2011年10月に配布いたしました2012年度版「休業補償制度・約款集」につき、一部記載誤りが判明いたしました。会員の皆様には大変ご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございません。

記載誤りの内容は以下のとおりです。今後かかることの無きよう万全を尽くしてまいりますので、何卒ご容赦賜りますようお願い申し上げます。

<訂正箇所>

規定・約款集3ページ右中段
保険金お支払額欄 17行目
【正】~支払限度日数※(90日)に到達~
【誤】~支払限度日数※(30日)に到達~

<お問い合わせ先>

三井住友海上火災保険株式会社
京都支店法人営業第二課 担当: 福島
(☎075-343-6143)

TPP参加反対京都府民集会

アピール

2010年10月に菅首相(当時)がTPP交渉への参加検討を表明して以来、政府は一貫して交渉参加への意欲を示し続けてきました。11月20日にはASEAN首脳会議に参加した野田首相が、オバマ米大統領に対して「参加に向けて関係国と協議することを決定したときの決意は変わっていない。課題を乗り越えるべく、日米間の協議を加速したい」と表明しました。

こういった流れの中、12月16日投開票の衆議院総選挙では、TPP参加問題が大きな争点の一つになってきています。

私たちは、日本がTPP交渉に参加することには反対です。

理由は明白です。この「聖域なき関税・非関税障壁撤廃」の枠組みは、日本国民の日々の暮らしを守ってきた様々な仕組みを破壊し、二度と取り返しのつかない事態を招くからです。

農林漁業や医療の分野では、暮らしを支えてきた従事者の営みが破壊され、安心で安全な魚や農産品の提供ができなくなり、国民皆保険制度と医療の提供が破壊される事は明白です。雇用・労働の分野では、これまでも引き下げ、改悪され続けてきた賃金・労働条件が、海外市場での競争力強化や外部圧力を理由に大きく破壊されてしまいます。

TPP推進派や容認派は、日本の優れた農業技術をもってすれば、農業は崩壊するどころか日本を支える輸出産業になると言いますが、むしろ遺伝子組み換え食品や防腐剤にまみれた海外の安い食品が輸入され、農業とともに国土が破壊されてしまいます。非関税障壁の撤廃によって規制緩和が進めば、多くの海外資本によって国内の企業活動が活性化し、経済が上向くと言いますが、これまで進められてきた規制緩和で潤ったのは一部投資家やグローバル大企業だけで、決して私たち普通の国民や中小企業ではなく、景気も向上しませんでした。

それどころか、TPP協定に盛り込まれる「ネガティブリスト方式」「例外の例外規定」「逆進防止条項(ラチェット条項)」「未来最恵国待遇」「投資家対国家間紛争解決条項(ISD条項)」などの条約の仕掛けを見れば、憲法や今まで国民生活を守ってきた多くの法律や条例を踏みじり、国民の暮らしと安心安全を守ってきた諸制度が危機に瀕することは明らかです。

今日ここに集った私たちは、分野や立場を超えてTPP参加反対の一点で集まった団体と個人です。私たちは、私たちの声を広く国民に届けるとともに、来る総選挙に立候補するすべての候補者と政党に訴えます。

「日本は、環太平洋経済連携協定に、けっして参加してはいけない」と。

各政党と候補者が、その立場に立ちまわること強く訴えとともに、日本政府がTPP参加交渉への参加を断念するまで、粘り強い運動を続けていくことを誓って、本日の集会アピールとします。

2012年11月23日

TPP参加反対京都府民集会参加者一同

TPP参加反対 京都府民集会 実行委員会&賛同

2012年11月23日現在 (順不同、敬称略)

●実行委員会団体

- 京都府保険医協会
- 京都府歯科保険医協会
- 農民組合京都府連合会
- 京都府農協労働連
- 京都医療労働組合連合会
- 京都社会保障推進協議会
- 京都府労働組合総評議会
- 全国一般京都府本部
- 京都民主医療機関連合会
- 京都府商工団体連合会

- 新日本婦人の会京都府本部
- 全京都建築労働組合
- 生活協同組合 コープ自然派京都
- 京都生協労働組合
- 全国福祉保育労働組合京都府本部
- 京都自治体労働組合総連合
- 京都市職員労働組合
- 京都府職員労働組合連合
- 京都教職員組合
- 全京都生活と健康を守る会連合会

●賛同団体・個人

- 一般社団法人京都市西陣医師会
- 社団法人中京東部医師会
- 中京西部医師会
- 社団法人下京西部医師会
- 山科医師会
- 社団法人伏見医師会
- 綴喜医師会
- 船井医師会
- 一般社団法人舞鶴医師会
- 社団法人与謝医師会
- 全国保険医団体連合会近畿ブロック
- 公益社団法人京都府放射線技師会
- 一般社団法人京都府臨床検査技師会
- 一般社団法人京都府理学療法士会
- 京都母親連絡会
- 京都高令者退職者協議会
- アジェンダ・プロジェクト
- 農林業と食料・健康を守る京都連絡会
- きょうざれん京都支部
- 京都市立高等学校教職員組合
- 滋賀県農民組合連合会
- 農民組合大阪府連合会
- 兵庫県農民運動連合会

- 農民運動奈良県連合会
- 和歌山県農林農業団体連合会
- 郵政産業労働者ユニオン京都府協議会
- 京都地域人権運動連合会
- 使い捨て時代を考える会
- 自由法曹団京都支部
- 乙訓医療生活協同組合
- 3・11後の安全なくらしを考える会
- 日本共産党京都府委員会
- 新社会党京都府本部
- 石東 輝己
- 市田 忠義
- 井上 哲士
- 内富 一
- 岸本 正美
- 草木 慶治
- 佐々木 佳継
- 佐藤 誠
- 澤 松男
- 松尾 孝
- 吉見 純男
- 渡辺 信夫

被災者の不安と怒りを実感

公害環境視察会で福島へ

政策部会理事 飯田 哲夫

11月3・4日、昨年に引き続き保団連公害環境視察会が福島へと向かった。

視察会1日目に開催された講演は二つ。一つはフォトジャーナリストの森住卓氏による、取材を通して見た事故直後の混乱の様子だった。持ってきた線量計の針が振り切れる中、まるで戦地のような現場を被曝

の恐怖と戦いながら、それ



講演する森住卓氏

頼りかたないのがこの国の現状だと感じた。

でも起こっている事実を広く伝えるというジャーナリストとしての姿勢に感服した。

二つめは避難者用仮設住宅併設の仮設津島診療所。長根根医師が講演され

た。関根氏は事故後、政府や自治体からの正確な情報のない中で、大量の放射線に被曝しながら、患者さんの命と健康を守るために活動してきたことを生々しく伝えられた。結局、不意の災害などの混乱した状態では、人々は近隣の人、医師や看護師などの個人の力に頼るしかないのがこの国の現状だと感じた。

2日目は、仮設診療所の看護師長の方にいろいろ体験談を聞くことができた。

ご自身もこの震災のあと家族を亡くするなどいろいろ苦労されながら、避難してきた人々の健康を守るために尽力されていた。この診療所では、1日平均50人前後の患者さんを診療。ホールボディーカウンターも設置される一方で、初めのころはカルテも薬剤情報も検査データもない中、顔見知り

の患者さんからなぜ自分の薬を覚えてないのだ、と話め寄せられることも多かったという。



講演を熱心に聴く保団連公害部員

継続仮設住宅の方たちと。住民からは「ここは3

の話が聞けた。グラウンド跡地に240所帯の仮設住宅。診療所を中心にコミュニティができ、避難した住民たちはまとまって生活していた。ここでの暮らしは寒さ暑さ対策が最大の課題で、最近ようやく落ち着きを見せ始めたとのこと。

年が使用期限。また突貫工事で基礎は木材のため長期に使用するには無理がある。また居住スペースが狭く、孫が遊びに来ても泊まっていけない。生活費は東電から月10万円程度支給されているが、実際にもらっていない人は8割程度で、国や東電に対する不信感などから受け取っていない人も2割程度いる。原

「さ」とへの思いは捨てがたい」との発言や、「今でも忘れられないのは、震災直後、救助に来た警察官、自衛隊や役所の職員のみが完全防護服を着ていた。住民は放射線の飛散は一切知らされずにマスクもせず着の身着のままの状態でした。その風景のいびつさは強く目に焼きついている」等々が語られた。

領土問題を論じる前に、自国で進行している放射線被曝による国民の悲劇をできるだけ食い止める努力をすべきだ。また医療に携わる我々は、それに背を向けてはならないと感じる2日間であった。

意見がある。国や電力会社にうそをつかれたという思いもある。また、現地の住民が大変な思いをしている中で、この収束宣言に憤りを感じているという意見もあった。また、「自分たちのふる

協会のTPPブックレット好評販売中

本田 宏氏 (済生会栗橋病院)

絶賛推薦! 「日本の国民皆保険制度は空洞化する」これが一番適確な表現かも知れません!

ツイート

岡崎 祐司氏 (佛教大学社会福祉学部教授)

選挙前だからこそ、皆さんにぜひ読んでほしい! 米国従属的な経済戦略が、国民から安心できる医療を奪う姿をリアルに。TPPがわかっている人にもいない人にも!

「TPPは国民医療を破壊する— 韓米FTAに学んだ医療者からの訴え」 京都府保険医協会/かもがわ出版 2012/11 ¥1,050 (税込)

会員には11月25日発行のメディーパー京都11月号に同封してお届けしています。忘れずにご開封下さい。



本田宏氏、岡崎祐司氏が絶賛!

年末調整と決算対策のポイント

税理士 橋本 清治

年末調整とは

給与の支払者は、毎月の給与や賞与を支払う際に所定の「源泉徴収税額表」によって所得税を源泉徴収しなければならない。その源泉徴収した税額の年間合計額は、給与を受け取った人の年間給与総額に対する所得税額(年税額)と一致しないのが通常である。

その主な理由は、①源泉徴収税額表が年間を通して毎月の給与の額に変動がないものとして作られており、実際には年の途中で給与の額が改定されている場合があること、②年の途中で扶養親族等に異動があっても、異動後の支払い分から源泉徴収税額を修正するだけで、さかのぼって各月の源泉徴収税額が修正されないこと、③配偶者特別控除や生命保険料・地震保険料の控除など年末調整の際に控除されるものがあることなどがあげられる。

この不一致を精算するために、年間の給与総額が確定する年末にその年の所得税額(年税額)を正しく計算し、これまでに徴収した税額との差額を徴収又は還付することが必要となる。この精算手続を「年末調整」と呼んでいる。

年末調整の事務手続き

- ① 源泉徴収簿に記載した毎月の給与や賞与の支払額、給与・賞与から控除した社会保険料(雇用保険など)、源泉徴収した税額の年間合計額を計算する。年の途中で採用した従業員の場合には、前職(1月から退職月まで)の源泉徴収票に記載された給与等の金額を合算する。
- ② ①で集計した年間の給与の総額から「給与所得控除後の給与等の額」を求め、「所得控除」の合計額を差引し、「課税所得金額」を算出する。「課税所得金額」に税率を乗じて税額を求め、住宅借入金等特別控除を控除して年税額を算出する。
- ③ ②で求めた年税額と従業員から源泉徴収した年間の税額との差額を本人に還付(不足の場合は徴収)する。
- ④ 従業員から源泉徴収した税額(未納付分)に年末調整の過不足税額の合計額を加えて、翌年の1月10日(納期の特例が提出されている場合は20日)までに納付しなければならない。

年末調整事務の留意点

- ① 扶養控除等申告書について
「平成24年分扶養控除等申告書」の提出がない場合(乙欄適用)には、年末調整することはできない。正社員・パート・アルバイトを問わず「扶養控除等申告書」を受領する必要がある。平成24年中に扶養親族等の異動があった場合には「扶養控除等申告書」に変更の内容を記入しなければならない。
平成22年度税法改正により、平成23年分から扶養控除の対象を16歳以上の扶養親族とされた。16歳未満の扶養親族(年少扶養親族)については、扶養控除を受けることはできないが、住民税に関する事項の欄には、記入する必要がある。
19歳以上23歳未満の扶養親族(改正前16歳以上23歳未満)については、特定扶養親族の欄に○を付ける(扶養控除の額63万円)。
居住者の控除対象配偶者又は扶養親族が同居特別障害者である場合には、年少扶養親族の扶養控除の廃止に伴い、同居障害者に対する障害者控除の額を1人につき75万円(改正前は配偶者控除又は扶養控除に35万円を加算)とされた。
- ② 国民年金保険料・国民年金基金掛金について
国民年金保険料及び国民年金基金の掛金について社会保険料控除の適用を受ける場合には、「保険料控除申告書」に支払額を記入するとともに証明書を添付しなければならない。
- ③ 後期高齢者医療制度の保険料について
従業員が生計を一にする親族の後期高齢者医療制度の保険料を口座振替等により支払った場合には、社会保険料控除の適用を受けることができる。なお、後期

高齢者医療制度の保険料が年金から天引きされている場合には、年金受給者が社会保険料控除の適用を受けることになる。

- ④ 生命保険料控除について
生命保険料控除は、従来、一般の生命保険料控除(最高5万円)と個人年金保険料控除(最高5万円)であったが、平成22年度税法改正により、平成24年分以後、介護医療保険料控除(平成24年1月1日以後締結等したもの)が設けられ、これらの控除の合計適用限度額が12万円とされた。
平成24年1月1日以後に締結した契約等については、一般生命保険料控除(最高4万円)、個人年金保険料控除(最高4万円)、介護医療保険料控除(最高4万円)を受けることができる。
したがって、生命保険料控除は、平成23年12月31日以前に締結した契約等に係るものと平成24年1月1日以後に締結した契約等に係るものに区分し計算することになる。なお、新旧両方の保険契約を締結している場合には、納税者の有利な方を選択することができる。
- ⑤ 地震保険料控除について
地震保険料を支払った場合には地震保険料控除の適用を受けることができる(最高5万円)。経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約(保険期間10年超、満期返戻金有、平成19年1月1日以降契約内容を変更していないもの)については、従来と同様に控除を受けることができる(最高1万5千円)。
地震保険料と長期損害保険料の両方ある場合には、控除額は合わせて最高5万円。
- ⑥ 個人の府民税及び市民税の住宅借入金等特別税額控除制度について
住宅借入金等特別控除の適用がある者(平成11年から平成18年までの間に入居した者又は平成21年から平成25年の間に入居する者に限る)について、所得税の額から税額控除することができない住宅借入金等特別控除の額がある場合には一定額を住民税の額から控除される。
適用を受ける際には、源泉徴収票の摘要欄に「居住開始年月日」、「住宅借入金等特別控除可能額」を記入する必要がある。

住民税の特別徴収の実施

住民税の特別徴収は、給与支払者が毎月の給与から従業員等の住民税を差し引いて、市町村に納入する制度である。地方税法に規定されているため、事業主や従業員等の意思による徴収方法の選択はできない。

決算対策と消費税(1,000万円超個人事業者)

決算対策と消費税の留意点はつぎのとおりである。

1. 決算

所得金額は、収入金額から必要経費を差引し算出されるため、本年分の収入金額になるものや未払経費・減価償却費など本年分の必要経費になるものを計上する必要がある。この手続を「決算整理」という。

(1) 収入金額

年内に保険診療・検診・予防接種等を行ったもので、年末までに入金していないものは、未収入金に計上し収入金額に計上する必要がある。

(2) 必要経費

- ① 薬品等の棚卸
医薬品や診療材料等は、収入の原価として実際に使用したものが必要経費となる。
棚卸の金額は、年末に残っている薬品等の数量(実際に調べる)にその年の最終の仕入単価(納入価)を乗じて計算する(消費税分はプラスする)。
- ② 少額減価償却資産の必要経費算入
青色申告者が1個・1組30万円未満(消費税込)の器具備品等を取得し事業に使用した場合には、取得価

額の合計額が300万円に達するまでの金額(平成24年1月1日以降に開業された方は取得価額の合計額300万円を按分計算)を取得した年の必要経費にすることができる。確定申告書に取得価額に関する明細書を添付する必要がある。

③ 減価償却制度について

減価償却資産(建物・医療機械など)について平成19年4月1日以後に取得したものと平成19年3月31日以前に取得したものに区分し、それぞれの償却方法で減価償却し、必要経費に計上する。

平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産について償却費の累積額が取得価額の95%に達している場合には、取得価額の5%から1円を控除した額について、5年間均等償却し、必要経費に計上する。

平成20年4月1日以後締結した所有権移転外リース契約については、リース資産を売買により取得したものとされるため、リース料総額(取得価額)をリース期間定額法により減価償却し、必要経費に計上する。

④ 特別償却の必要経費算入等

青色申告者が適用することができる特別償却等はずのとおりである。その選択にあたっては、その可否を検討し、特別償却等を適用する必要がある。

「医療用機器等(新品)の特別償却(措置法12条の2)」

取得価額500万円以上(消費税込)の医療用機器や医療の安全を確保するための機器を取得し事業に使用した場合には、普通償却費とは別に取得価額の12%(安全確保機器16%)を特別償却することができる。

平成20年4月1日以後締結した所有権移転外リース契約については、特別償却制度の適用を受けることができない。

(注)平成21年4月1日以降取得等した医療機器は厚生労働大臣が指定したものが対象とされる。

「中小企業者の機械等(新品)の特別償却又は税額控除(措置法10条の3)」

取得価額120万円以上(消費税込)の一定のコンピュータ等(一定のソフトウェアは70万円以上)を取得し事業に使用した場合には、普通償却費とは別に取得価額の30%の特別償却か取得価額の7%の税額控除のいずれか選択適用することができる。

平成20年4月1日以後に締結した所有権移転外リース契約については、リース料総額が上記要件を満たせば、税額控除の適用を受けることができる。ただし、特別償却制度の適用は受けることができない。

「教育訓練費の税額控除(旧措置法10条の4第6項)」

平成21年から平成24年の各年に従業員に対する教育訓練費を支出した場合で、教育訓練費(注)の割合が0.15%以上であるときは、教育訓練費の額の12%(教育訓練費割合が0.25%未満には一定の率)の税額控除を受けることができる。

なお、この制度は平成24年をもって、廃止される。

(注)教育訓練費割合
=教育訓練費÷(給与+法定福利費+教育訓練費)

2. 消費税

平成22年分の課税売上(検診や予防接種、自費診療等)(注1)が1,000万円超の事業者は、平成24年分の消費税課税事業者となる。

平成24年分から新たに課税事業者になられた方で、簡易課税制度を選択した場合には、簡易課税制度を2年間継続する必要がある。

平成25年分の消費税申告分から「本則課税」から「簡易課税」に変更する場合や平成23年税法改正(注2)の適用により平成25年分から課税事業者になられる方で、「簡易課税制度」を選択する場合には、その可否を検討し、平成24年12月31日までに税務署に所定の届出書を提出する必要がある。

(注1)事業資産の譲渡や他の事業、不動産収入(地代収入、居住用の賃貸収入は除く)なども自費診療等に合算するので注意が必要である。

(注2)免税事業者の判定(平成23年消費税法改正)
改正前は、基準期間(前々年)の課税売上が1,000万円以下の者が免税事業者とされていた。

改正後は、基準期間(前々年)の課税売上が1,000万円以下、前年の1月から6月まで(特定期間)の課税売上が1,000万円以下(売上に代えてその期間の給与支給額でもよい)のいずれにも該当する者が免税事業者となる。なお、この改正は平成25年分から適用される。

融資 下半期の利率決まる 新規借入がさらに低利に!

協会の制度融資(開業医・病院・勤務医融資)新規借入分の利率については、毎年2回、6月1日と12月1日に見直しを行っています。新利率は、12年12月~13年5月度金融共済委員会で承認された新規案件に適用します。

また、既借入分の新利率の適用期間は、13年1月~12月までの向こう1年間です。なお、自由ローンは長期プライムレートの変動の都度、随時変わります。

融資ご利用に関しては、協会経営部までお気軽にご相談下さい。

京都府保険医協会融資幹旋利率表
2012年12月~2013年5月委員会決定分

種別	制度名	限度額(万円)	返済期間(年)	利率(年%)
開業医融資	設備資金	13,000	20	0.60
	長期運転資金	1,000	5	0.60
	中期運転資金	1,000	3	0.60
	短期運転資金	1,000	1	0.60
病院融資	子弟教育資金	3,000	10	0.60
	病院設備資金	50,000	20	0.90
	病院運転資金	3,000	3	0.70
勤務医融資	新規開業資金	6,000	20	0.60
	勤務医設備資金	2,000	20	0.70
	勤務医子弟教育資金	2,000	10	0.60
	勤務医生活安定資金	500	3	0.60

金融共済委員会 年金分科会の概要

11月21日に金融共済委員会・保険医年金分科会を開催した。本分科会は、毎年11月に開催され、保険医年金受託生保各社も参加し、幹事会社である三井生命から保険医年金の決算報告を

受けることになっている。2011年度の決算報告の概要は以下の通りである。加入状況は、全国で月払が加入人数で対前年比99.3%、加入口数で対前年比99.6%と若干の減少がみ

られた。しかし、一時払では加入人数で対前年比101.6%、加入口数で対前年比104.3%と増加した。京都においては、月払一時払とも減少となったが、全国的には一時払が月払に比べ元本割れ期間が短く、受託生保各社の安定した運用が予定利率に反映さ

れ1.259%となっている。このことから、多くの加入をいただいた。また、先生方の積立金は、毎年決算時に責任準備金として積み立てられており、約1兆171

4億円となっている。この責任準備金は、積立金のほぼ100%を確保している。京都府は保険医年金の発足協会のため、加入者一人当たりの平均積立金額も全

国一高い。しかし近年、若い会員の加入が低迷を続けている。保険医年金は理事者が会員のために作り上げてきた制度であり、安定と安心を常に追求している。

そのため会員にとつてこれほど安心して加入いただける制度はない。来春の普及は、2013年4月1日より開始する。ぜひ多くの会員の利用をお願いしたい。

協会では念のため、開示対象者はできるだけ本人、都合が悪い場合のみ配偶者・子どもに限るように助言しています。なお、これらの血縁者以外であっても、委任を受けた弁護士ならば問題はないでしょう。

⑥については、すでにお話していますが、加筆の年月日を記載しない限り改竄を疑われますので要注意です。次回は、謝罪文を要求された場合の対応についてお話しします。

医療安全対策の常識と工夫

72

前回は、カルテを開示する際に医療機関側が注意すべき点を三つ挙げました。

④コピーする際は可能な限り患者さん側の目で行う。

⑤開示する相手の身元を必ず確認する。

⑥コピー後には過去の診療の頁に加筆しない(コピーに、患者さん側から「この

カルテは何か不自然だ。都合の悪いところはコピーしなかつたのではないかと改竄したのではないかとクレームが付いたことがあります。実際には全てコ

ピー後には過去の診療の頁に加筆しない(コピーに、患者さん側から「この

カルテは何か不自然だ。都合の悪いところはコピーしなかつたのではないかと改竄したのではないかとクレームが付いたことがあります。実際には全てコ

ピー後には過去の診療の頁に加筆しない(コピーに、患者さん側から「この

カルテは何か不自然だ。都合の悪いところはコピーしなかつたのではないかと改竄したのではないかとクレームが付いたことがあります。実際には全てコ

カルテ開示の留意点

④に関しては、実際にトラブルとなった事例を挙げます。医療機関側が事前にコピーしておいたカルテを患者さん側に渡した数日後に不自然さを感じたので

⑤に関しては、実際にトラブルとなった事例を挙げます。医療機関側が事前にコピーしておいたカルテを患者さん側に渡した数日後に不自然さを感じたので

⑥に関しては、実際にトラブルとなった事例を挙げます。医療機関側が事前にコピーしておいたカルテを患者さん側に渡した数日後に不自然さを感じたので

⑦に関しては、実際にトラブルとなった事例を挙げます。医療機関側が事前にコピーしておいたカルテを患者さん側に渡した数日後に不自然さを感じたので

⑧に関しては、実際にトラブルとなった事例を挙げます。医療機関側が事前にコピーしておいたカルテを患者さん側に渡した数日後に不自然さを感じたので

⑨に関しては、実際にトラブルとなった事例を挙げます。医療機関側が事前にコピーしておいたカルテを患者さん側に渡した数日後に不自然さを感じたので

⑩に関しては、実際にトラブルとなった事例を挙げます。医療機関側が事前にコピーしておいたカルテを患者さん側に渡した数日後に不自然さを感じたので

⑪に関しては、実際にトラブルとなった事例を挙げます。医療機関側が事前にコピーしておいたカルテを患者さん側に渡した数日後に不自然さを感じたので

⑫に関しては、実際にトラブルとなった事例を挙げます。医療機関側が事前にコピーしておいたカルテを患者さん側に渡した数日後に不自然さを感じたので

記者の視点

22

皆さんの政党が入り乱れてゆく過程の混乱ではなからうか。底流に目をこらせば、大まかな対立軸が浮かび上がってくる。

消費税、TPP(環太平洋経済連携協定)、原発、外交といった、いくつもの対立軸があり、その組み合わせで政党が分かれていくように映る。しかも小選挙区制のせい

で、考え方の違う政治家が政党の中に混在する、多数派を獲得するために人気取りの主張をするといった現象が加わり、よばい(い)にわかりにくい。だが長い目で見ると、社会構造の変化に伴って民意と政治勢力が分化し、再び整理さ

読売新聞大阪本社編集委員 原 昌平

の低下によって消費需要が縮み、デフレが続いているという側面③少子高齢化の進行と人口減少という側面。どう打開するか。

強さ派は、規制緩和と競争強化で新産業を創り、輸出を中心に経済成長を図ろうとする。企業の競争力を重視し、自助を強調して、社会保障を抑制する。

強さ派は、格差に伴う不満を抑えるため、近隣諸国に強硬姿勢をとり、教育などの国内統制を強める。原子力は当面の電力コスト重視か、事故のリスク重視かに意見が分か

「強さ」か「やさしさ」か

金融共済委員会 (11/21)の状況

- ① 保険医年金分科会 三井生命より保険医年金の決算について報告を受けました。
- ② 体補運営分科会 給付5件、加入2件を審査し全件可決しました。
- ③ 融資諮問分科会 融資幹旋1件を決定しました。

保険診療

2科目再診料の算定について

Q、同じ日に1度の来院で、内科を受診し、その後別の症状で循環器内科を受診しました。この場合、2科目再診料は算定できませんか。 A、算定できません。循環器内科の診療が、最初の内科

協会はこの度、会員のあらゆるご相談に応じられるよう弁護士の体制を強化しました。順次、本紙にてご紹介します。

協会協力弁護士のご紹介③

〈法律相談のお申込みは協会まで〉



西村 幸三 弁護士
西村法律事務所
京都弁護士会所属
1993年に弁護士登録

主な取扱分野

金融法務中心に商事法務、交通事故(保険会社側、被害者側とも対応)、破産管財など企業倒産処理、個人の自己破産・民事再生・債務整理、民事介入暴力対策、労働事件(使用者側)、破産申立、民事再生監督委員、特定商取引法・割賦販売法・個人情報保護法など企業契約法、財務分析を要する企業監査や不祥事調査、企業再建、リストラクチャリングなどの経営相談、地方銀行・損害保険会社・その他各種団体企業の顧問業務、講演歴多数(民暴対策、消費者問題、メンタルヘルス、特定商取引法対応など)

コメント

医療機関からの相談・依頼における対応事例としては、クレマー対応案件、借入過多の医院の再生・リストラ案件(医院側、金融機関側とも)、労働問題対応、医師や家族の個人的トラブル、取引業者や不動産取引関係のトラブルや契約書等のチェック、経営相談、その他身内知人の方のご相談者の紹介などです。



三重 利典 弁護士
葵法律事務所
京都弁護士会所属
1985年に弁護士登録

主な取扱分野

一般民事関係(契約交渉・契約書の作成、銀行取引債権回収、競売・強制執行事件、その他一般民事事件)、不動産関係(不動産取引、借地・借家事件)、損害賠償請求関係(交通事故、その他損害賠償請求事件)、家族・親族関係(夫婦・離婚・親子関係等の家事事件、遺言・相続・遺産分割、成年後見)、破産・債務整理(個人破産、債務整理・過払い金返還請求、個人再生、法人の破産・再生・更生)、消費者問題(先物・未公開株・社債等)、会社関係(商取引に関する交渉・契約、会社設立・運営(株主総会・顧問業務等))、医療過誤(医療事故)、建築紛争(欠陥住宅・建築紛争)

コメント

薬害ヤコブの裁判で、全面解決の和解を勝ち取ることができました。また、児童扶養手当の件で最高裁判所で逆転、勝訴することもできました。そのほかにも、水保病、指紋押捺や原爆症認定の制度を変えることができました。医療訴訟では、脳外科や救急医療などを担当しました。専門知識が必要とされるものでは、数学者と数学者との間の著作権訴訟や原爆症認定訴訟などで多くの科学者に対する尋問を担当しました。



若松 豊 弁護士
赤井・岡田法律事務所
京都弁護士会所属
2001年に弁護士登録

主な取扱分野

各種の民事事件(交渉、調停、裁判)、家事事件(相続、離婚)、書類作成、医療事故、事業継承、労働問題、マンション問題、刑事・少年事件

コメント

法律相談を受ける際には「分かり易いアドバイス」を心掛けています。相談や打合せには時間をかけ、「安心して任せられる」と思っていただけの関係の構築に努めています。事務所としては、協働態勢で事件処理に当たることが少なくありません。どの弁護士が担当してもクオリティーに変わりのない案件処理がアピールポイントです。



本田 里美 弁護士
つくし法律事務所
京都弁護士会所属
2009年に弁護士登録

主な取扱分野

契約関係(取引先との紛争、債権回収等)、雇用関係、事業継承、医事紛争(患者さんとのトラブル等)、不動産トラブル(家賃滞納、明け渡し、売買)、離婚、相続(遺産分割、遺言等)、成年後見、交通事故、刑事事件等

コメント

丹波篠山の出身です。大学卒業後、学校教諭、司法書士を経て、弁護士をしております。お医者様から事件のご依頼をいただいた際に気をつけていることは、ご満足いただける結果を出すことはもちろんですが、事件処理の過程で、お医者様の社会的地位や、近隣・地域の方との信頼関係を損なうことのない方法での解決をすることです。関西医事法研究会で勉強させていただいています。重い責任、訴訟リスクを負いながらの長時間の診療、労務管理等々、世間一般の方が思っている以上にたいへんなお仕事をされておられる先生方にご満足いただける法的サービスを精進しております。

朝日新聞「大名人語」欄にちよいちよい名前が出た。東淵修なる大阪府西成区で生涯を過ごし、貧しい人々と暮らし、一代詩を書き続けた詩人名を覚えていらつしやるだろうか。また、作品をお読みになったことがあるだろうか。彼は平成20年2月14日死亡した。糖尿病から慢性腎炎。透析を続けた果てであった。彼は酒豪で1日1升程度、連日飲んでいた由、奥丹後の郷里に過ぎぬし、ひっそり外出もしないで詩を書き続けていたほくのような無名人とは全く対照的な詩

老いて後 補遺 漂萍の記

谷口 謙 (北丹) <26>

桜

人である。ただ人生の縁とは不思議なもので、ぼくは東淵と一度だけお会いし、彼から第2回現代詩人アンソロジー賞なる賞をいただいたのである。ただ人生の縁とは不思議なもので、ぼくは東淵と一度だけお会いし、彼から第2回現代詩人アンソロジー賞なる賞をいただいたのである。ただ人生の縁とは不思議なもので、ぼくは東淵と一度だけお会いし、彼から第2回現代詩人アンソロジー賞なる賞をいただいたのである。

て大阪市内の食堂で表彰を受けた。平成3年11月1日のことである。その後は詩誌、詩集の交換は続いていたのである。ぼくは公募の東淵が主宰する詩誌「銀河詩手帳」に、作品「暖冬」を投稿し、最優秀作品として表彰を受けた。そして、顔をあわせることはなかった。東淵が主宰していた「銀河詩手帳」は昭和43年創刊。ちょうど40年を経た彼は、不帰の客となった

東淵氏の後をついで「銀河詩手帳」の続刊をしているのはK女史である。K女史は自宅を發行所として美に綿密に定期刊行を続けていらつしやる。その方が一度ぼくに会いたいとおっしゃった。そして平成22年4月10日(土曜日)にお会いしたのである。女性の年齢はわかりにくい、中年のおだやかな方だった。素朴な方のように見受けられた。臆病なぼくはほっとした。お見えになったのが午後2時、お帰りの電車は3時半過ぎ。帰路宮津に寄る

のことだった。2時間半の会話。もっぱら東淵の追憶であった。ぼくが東淵に会ったとき、女史はまだ「銀河詩手帳」の同人ではなかった。そのあたりの聞き込みが当日の目的だったらしい。お会いした部屋に東淵から貰った賞状が壁にかけてあり、その下に楯が置いてあった。女史はしげと眺められ、「東淵は先生に読んで貰うため、ずいぶん張り切ったこの文章を書いたでしょうねえ」とおっしゃり、じつと見続けていらつした。

ぼくは思いついて、「今日の記念にあなたがお持ち帰りになったら?」と言ったら、「いやいや。これはここに飾ってやって下さい」とおっしゃり、やがて前を離れられた。帰路、拙宅の前の大野神社社頭の桜の老樹が満開だった。4月に入り寒い日が続いたが、当日は温暖でいい日和だった。女史はいい日和にお見えになった。ぼくの所に女流詩人がお見えになったのは初めてだったが、もう一度とこんなことはあるまい。

院長夫人の役割大きく、大切

開業医の奥様向けセミナー開く

協会は、経営のマネジメントやスタッフ管理を担う院長夫人を対象に「こころは押さえない! 院長夫人の役割」と題するセミナーを10月11日に開催した。講師は株式会社日本経営医療事業部部長の田村弘

道氏。参加者は23人であった。事務長として、また院長の補佐として医院経営に携わっている院長夫人の関心事のメインであるスタッフ管理のポイントとして、「スタッフとの信頼関係を築くために」「パート職員の基礎知識」「効果的なミーティングのポイント」などについて解説した。



講師の話を熱心に聴く参加者

「初再診」患者数の把握が重要なことを説明した。また、決算書の見方について、薬剤費と検査費が経費のどのくらいの割合を占めているか、人件費割合がどの程度か、利益が毎月どれくらいになっているかを点検する必要性を解説した。ティータイム後には、参加者から活発な質疑応答が行われアンケートの記載内容からも大変好評であった。

経営のマネジメントについては、「収入分析」「簡単な決算書分析法」「損益分岐点の考え方」「可処分所得とは」などについて解説し、収入分析の際には、

業務従事者届出票について

2012年12月31日現在の業務従事者(業務に従事する保健師、助産師、看護師、または准看護師)届出票の調査が京都府より通知されています。会員各位におかれては、2013年1月15日(火)までに提出下さい。

なお、届出は保健師助産師看護師法で2年に1度義務づけられているものです。問い合わせ先 京都府健康福祉部医療課(☎075-414-4754)

訃報

山村喜一氏(享年61、相楽) 11月7日逝去。謹んで哀悼の意を表します。

新聞発送方法の変更について

2012年12月より、15日発行の保団連新聞を20日発行の京都保険医新聞に同封してお届けすることになりました。ご了承下さい。